

# 2022 年度入学試験における特別措置【入学検定料返還】の実施について

明治大学附属明治高等学校・明治中学校

## 1. 特別措置の対象者

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、所定の期日までに所定の手続きを不備なく行った者に限り、入学検定料を返還します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患したことが欠席理由であり、その事実を証明する書類（医師の診断書等）を提出することができる者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として保健所から隔離を指示されていることが欠席理由であり、その事実を本人からの申請に基づき本校が認めた者
- (3) 試験当日に 37.5 度以上の発熱がある方

**【(3)補足】** 2021 年 12 月 20 日に本校ホームページでお知らせしたとおり、「医師の診断書等、当日受験できなかったことを証明する書類の提出により」検定料を返還します。これらの書類がない場合は返還できませんので予めご注意ください。

なお、入学試験要項に記載の「検定料の返還」（※ア～ウに該当する方）は今回の実施とは異なる手続および締切日となりますので、お間違えないようお願いいたします。詳細は入学試験要項で必ずご確認ください。

- (※) ア) 入学検定料を納入したが、出願書類を提出しなかった場合  
イ) 受験資格を欠く者が出願した場合  
ウ) 出願締切日後に出願した場合

## 2. 入学検定料返還の申請方法

①上記対象者に該当し、入学検定料返還の申請をされる方は

**2022年2月15日（火）16:00【時間厳守】まで**に下記にメールを送信してください。

ko\_chu@mics.meiji.ac.jp

※送信タイトルは『入学検定料返還申請〔志願者氏名〕』、送信内容は①受験区分②志願者氏名  
③受験番号④該当する理由(1)～(3)のいずれか⑤その経緯(時系列でお書きください)  
をお願いいたします。

※メール送信後、土日を除く3日以内に本校より連絡がない場合はお電話でご確認ください。

②本校で内容を確認後、メールもしくは郵送(志願票に記載の住所宛)にて必要書類(申請手順についておよび申請書類フォーマット等)をお送りいたします。

③必要な申請書類を揃え市販の角形2号(角2)封筒に入れ、下記住所宛てに、「**簡易書留**」にて郵送してください。

〒182-0033

東京都調布市富士見町4-23-25

明治大学附属明治高等学校・中学校事務室 入学検定料返還申請 係

042-444-9100

④上記③の書類締切日 **2022年2月25日（金）**

\*申請締切日の郵便局消印有効です。期限を過ぎたものは申請を認めません。

以上